

○新潟県中東福祉事務組合年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則

令和 5 年 8 月 18 日組合規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、年齢 60 年に達する職員等に対する新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年組合条例第 1 号）第 2 条において準用する五泉市職員の定年等に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 27 号）附則第 4 項の規定による任用及び給与に関する措置その他必要な情報の提供及び同項の規定による勤務の意思の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認については、五泉市年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則（令和 4 年五泉市規則第 31 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。